なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価技術提案資料を提出していただくとともに、当社の指定日までに入札書を提出していただいた後、総合評価技術提案資料に係る技術提案のプレゼンテーションを実施して、技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書を開札して、技術評価点と入札者の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする方式である。

⑵　プレゼンテーションに関する事項　提出された総合評価技術提案資料の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、出席可能者は競争参加者に属する企業の社員とし、工事の配置予定技術者が必ず出席すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とする場合がある。

⑷　総合評価技術提案資料の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格や施工計画の範囲内で、無理なく実現できる計画であることが前提であり、大きなコスト負担を要するなど「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、「不適格」とする場合がある。本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加が伴う材料の変更についての提案
・コンクリートの表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シートを追加配置する提案
・防食を施した鋼材（ステンレス鉄筋、エポキシ樹脂被覆鉄筋・ＰＣ鋼材、ステンレスＰＣ鋼材など）に変更する提案
・プレキャストＰＣ床版を他の型式に変更するする提案
・橋梁架替をする提案
・供用路線を仮橋等によるう回路を構築する提案
・供用路線を通行止めにする提案
・基礎工の補強が必要となる提案

②　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は下記⑸２）に記載する「可」と評価する。

③　総合評価技術提案資料は以下の事項に留意し、文字サイズ10ポイント以上で簡潔かつ要領よく記述するものとする。

・下記⑸に記載する評価項目①～④に対する技術提案数は、それぞれ最大３提案までとする。
・評価項目毎にＡ４サイズ１ページ以内に収めるものとする。

なお、様式に従い技術提案の説明用資料を添付できる。

・１ページに記載できる行数は、最大42行とする。
・１つの技術提案の内容に関し記載できる行数は、最大２行とする。
・１行あたりに記載できる文字数は、最大48文字とする。

④　以下の場合は、該当する評価項目に関する全ての技術提案を「可」と評価する。

・技術提案数が３提案を超える場合
・１つの評価項目が１ページを超える場合
・１ページに記載された行数が、42行を超える場合

⑤　以下の場合は、該当する技術提案を「可」と評価する。

・１つの技術提案の内容に関し記載された行数が、２行を超える場合
・１行あたりに記載された文字数が、48文字を超える場合

⑥　以下の場合は、該当する技術提案を減点の対象とする場合がある。

・技術提案の内容に目的、実施する内容又は施工箇所が具体的に記載されていない場合

⑸　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。

１）評価項目

①　管理体制・手法

・基本契約に基づき締結する個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を後続の個別契約に伝承・反映するための体制及び方策について記述する。

②　工程計画

・供用路線の床版撤去における工期短縮に資する施工方法について、期待できる効果も含めて記述する。

③　安全管理

・供用路線に近接した工事現場における防護に関する更なる安全対策について、施工性や安全性向上等の期待できる効果も含めて記述する。

※特記仕様書記載の「共通仕様書１―66工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案に関する事項」の定義に該当する内容は加点評価の対象とせず、受注後の提案としても採用しないので注意すること。

④　環境対策

・作業で生じる騒音・振動等に関し、周辺の沿道環境保全の為に実施する低減策について、期待できる効果も含めて記述する。

２）評価指標

共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、下記の通り評価する。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。